



美濃加茂市記者クラブ同時配布資料

岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和6年12月19日（木）岐阜県発表資料			
所属	担当課	担当者	電話番号
可茂県事務所	環境課	正村 弘毅	TEL 0574-25-3111（内線 215） FAX 0574-25-3934

加茂郡白川町河岐^{かわまた}地内における土壤汚染について

岐阜国道事務所が国道41号バイパス工事に伴い、令和2年1月から令和2年11月及び令和6年9月に事前に工事箇所の土壌を調査したところ、土壤汚染対策法に規定する土壤含有量基準を超える鉛、土壤溶出量基準を超える鉛及びヒ素が検出されたため、本日（12月19日）、岐阜国道事務所から可茂県事務所に報告がありました。

1 報告内容

（1）調査地点

加茂郡白川町河岐地内

（2）調査結果の概要

○調査時期：令和2年1月～令和2年11月

土壤含有量

項目	調査箇所数	基準超過箇所数	調査結果	土壤含有量基準	最大基準超過倍率
鉛	16	1	10 mg/kg 未満～ 1300 mg/kg	150 mg/kg 以下	8.7 倍

※その他の項目についても調査を実施していますが、土壤含有量基準超過はありません。

土壤溶出量

項目	調査検体数	基準超過検体数	調査結果	土壤溶出量基準	最大基準超過倍率
鉛	16	1	0.005 mg/L 未満～ 0.024 mg/L	0.01 mg/L 以下	2.4 倍
ヒ素	16	1	0.005 mg/L 未満～ 0.024 mg/L	0.01 mg/L 以下	2.4 倍

※その他の項目についても調査を実施していますが、土壤溶出量基準超過はありません。

○調査時期：令和6年9月

土壌含有量

項目	調査箇所数	基準超過箇所数	調査結果	土壌含有量基準	最大基準超過倍率
鉛	5	2	15mg/kg未満～ 190 mg/kg	150 mg/kg以下	1.3倍

※その他の項目についても調査を実施していますが、基準超過はありません。

2 汚染の原因

現時点では不明です。

3 今後の対応

(1) 地下水調査について

鉛について、「岐阜県地下水の適正管理及び汚染対策に関する要綱」（以下、「要綱」という。）に基づく周辺地下水調査範囲（土壌溶出量基準超過地点から半径80mの範囲）に井戸がないこと、ヒ素について、要綱に基づく周辺地下水調査範囲（土壌溶出量基準超過地点から地下水の流向を考慮した半径250mの範囲）に井戸がないことを確認しているため、周辺地下水調査は実施しません。

(2) 報告者に対する指示等について

岐阜国道事務所に対し、土壌汚染の拡大を防止する措置を行うよう助言しています。

また、要綱では、自主的に実施した土壌又は地下水調査から汚染が判明した場合、速やかに各県事務所及び岐阜地域環境室へ報告することとしており、今回の同事務所による報告遅滞に対し、今後汚染が判明した場合には速やかに報告するよう厳重に注意しました。

【参考】

1 物質の説明

【鉛】

「鉛」は比較的柔らかく加工が容易なため、古くから利用され、今日では主にバッテリーやはんだの原料として使用されています。以前は、ガソリンへの添加剤、水道管にも使用されていました。人体への蓄積性があるため、人の臓器や組織に通常でも存在し、高濃度の鉛による中毒の症状としては、食欲不振、貧血、尿量減少及び腕や足の筋肉の虚弱などがあります。また、鉛は地殻の表層部には重量比で0.0015%程度存在し、人為的な排出のほか、地質に起因するものが含まれています。

【ヒ素】

「ヒ素」は金属と非金属の両方の性質を持つ半金属元素であり、合金の添加材（硬さを高めるため）、半導体の原料、ガラスの消泡剤や脱色剤、花火の着火剤、塗料用の顔料、木材の防腐剤等に使用されています。また、ヒ素は地殻の表層部には重量比で0.0005%存在し、水中や土壌中、岩石、大気中に広く存在しています。ヒ素に汚染された井戸水の飲用による慢性の中毒症状としては、皮膚の角質化や色素沈着等が報告されています。

「参考：化学物質ファクトシート-2012年版-（環境省発行）」

2 用語の説明

【土壌含有量基準】

土壌に含まれる有害物質を、経口又は皮膚より直接摂取することによるリスクを想定して設定した基準。

【土壌溶出量基準】

土壌に含まれる有害物質を、地下水等を経由して摂取することによるリスクを想定して設定した基準。